

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	福祉医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、福祉医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費の助成に関する事務
②事務の概要	度会町福祉医療費の助成に関する条例に基づき、度会町に住所を有する、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成する事務を行う。 ①受給資格の認定及び更新に関する事務 ②対象医療費に関する事務 ③助成の決定及び通知に関する事務 ④対象者の資格及び変更に関する事務 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 福祉医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH) ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療(資格、給付)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・度会町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条9項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-2412
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、同意を得て個人情報の入手を行い、目的外の入手が行われないよう徹底している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、複数人での確認や上長による最終確認を行うことで対策を講じている。 特定個人情報に関する記載のある文書については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う電算システム及び端末については、インターネットから分離された住民情報系ネットワークにのみ接続し、加えて情報照会を行うことのできる端末、職員を制限することでリスクへの対策を講じている。 また、特定個人情報に関する記載のある文書については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(0596) 62-2411	(0596) 62-2412	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日現在	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	II-2 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日現在	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	VI リスク対策		様式の変更に伴う新規項目の記載の追加	事後	
令和2年7月31日	評価書名	福祉医療費助成事務	福祉医療費助成に関する事務	事後	
令和2年7月31日	I-5 ①部署	住民生活課	税務住民課	事後	
令和2年7月31日	I-5 ②所属長	住民生活課長	税務住民課長	事後	
令和2年7月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	度会町住民生活課	度会町税務住民課	事後	
令和2年7月31日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II-2 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日	事後	
令和6年10月31日	I-1 ②事務の概要	度会町福祉医療費の助成に関する条例に基づき、度会町に住所を有する、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成する事務を行う。 ①受給資格の認定及び更新に関する事務 ②対象医療費に関する事務 ③助成の決定及び通知に関する事務 ④対象者の資格及び変更に関する事務	度会町福祉医療費の助成に関する条例に基づき、度会町に住所を有する、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成する事務を行う。 ①受給資格の認定及び更新に関する事務 ②対象医療費に関する事務 ③助成の決定及び通知に関する事務 ④対象者の資格及び変更に関する事務 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年10月31日	I-1 ③システムの名称	1.福祉医療システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	1.福祉医療システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年10月31日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条14項	番号法第19条9項	事前	
令和6年10月31日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和6年4月1日	事前	
令和6年10月31日	II-2 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和6年4月1日	事前	
令和6年10月31日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事前	
令和6年10月31日	IV-8 人手を介在させる作業	-	十分である	事前	様式変更による項目追加
令和6年10月31日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事前	様式変更による項目追加
令和7年10月17日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム	1. 福祉医療システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 福祉医療システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	ガバメントクラウド上へ標準準拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	II-1 しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	II-2 しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	